

1 融資の目的

この融資は、市内において新たに事業を開始しようとする者等に対し、必要な運転資金及び設備資金の融資のあっせんを行うことにより、起業家の支援及び雇用の創出を促進し、もって次代の本市を支える産業の育成や地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

2 受付期間 随時

3 融資あっせん内容

① 融資の内容

資金 使途	融 資 限度額	融資利率（固定金利）		融資 期間	据置 期間	償還 方法	保証 料率
運転 資金	3,000 万円	返済期間が 3 年以内 年 1.40%		7 年 以内	1 年 以内	月賦 償還	0.80% 以内
設備 資金		3 年超から 5 年以内 年 1.50%		10 年 以内			
		5 年超から 10 年以内 年 1.60%					

(注) 借入金額の1/10以上の自己資金を有することが条件となります。

運転資金と設備資金を併用する場合の融資期間は、運転資金に定める期間以内となります。

(注) 設備については土地、建物、住宅、乗用車（一部の業種を除く）の購入は資金使途の対象外です。

② 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。担保は不要。

③ 連帯保証人は、個人事業主は原則として不要。法人の場合は、保証協会の定めによる。

④ 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記保証料率に0.25%又は0.45%上乘せになります。

⑤ 保証料率について、加須市商工会の会員、又は、加須市が交付する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を取得された方は規定の保証料率から0.1%引き下げます。

4 融資の対象者

個人の場合は市内在住、法人の場合は市内に本店登記がされ、市内に事業所又は店舗を有し、下記の（ア）～（カ）のいずれかに該当する方で、①から⑥の融資条件を全て満たしている方。

個人または個人事業主の方

（ア）1ヵ月以内（認定者※は6ヵ月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有している。

（イ）2ヵ月以内（認定者※は6ヵ月以内）に新たに会社を設立し、新たに事業を開始する具体的な計画を有している。

（ウ）新たに事業を開始した日から5年未満のもの。

※認定者とは、認定特定創業支援事業により経産省で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者

法人（中小事業者）の方

（エ）自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ当該新たに設立した会社が、事業を開始する具体的な計画を有している。

（オ）事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日から5年未満のもの。

（カ）自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日から5年未満のもの。

融資条件

① 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること。

② 事業内容が堅実で、資金の返済が確実と認められること。

③ 市税及び事業税を期限内完納していること。

④ 埼玉県信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受けている者にあつては、その融資に対する償還を延滞していないこと。

⑤ 埼玉県信用保証協会の代位弁済を受けた者にあつては、その代位弁済による債務を完済していること。

⑥ 手形交換取引停止処分中（停止処分に準じるものを含む。）でないこと。

⑦ 申請前に取扱い指定金融機関の信用調査を受けているもの。

5 取扱い指定金融機関

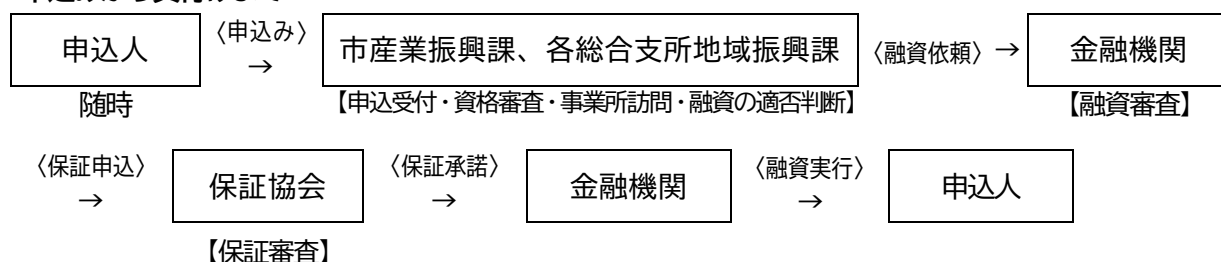
- ☐ 埼玉りそな銀行 加須支店、騎西支店、栗橋支店 ☐ 足利銀行 加須支店、古河支店
☐ 武蔵野銀行 加須支店 ☐ 埼玉縣信用金庫 加須支店、花崎支店、騎西支店
☐ 川口信用金庫 鷲宮支店、栗橋支店

6 申請書類及び添付書類

No.	書 類 名	個人	法人	備考（取得先等）	チェック
1	加須市起業家育成資金融資申込書	○	○		
2	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	法務局	
	営業証明書	○		税務課	
3	許認可証の写し（開始後取得は後日提出）	○	○	許認可事業のみ	
	受注明細票（建設業で許認可のない場合）	○	○		
4	法人の印鑑登録証明書		○	法務局	
5	個人の印鑑登録証明書	○		市民課	
6	納税証明（市税完納）等申請書	○	○	税務課	
7	住民票	○		市民課	
8	創業計画書 または1期以上の決算・確定申告がある場合は事業の概要等調書	○	○		
9	見積書、カタログ、設計図、建築確認済証の写し等	○	○	設備のみ	
10	経歴書	○	○		
11	個人情報取扱に関する同意書	○	○		
12	加須市制度融資の起業家育成資金申込に係る同意書	○	○		
13	連 帯 保 証 人 印鑑登録証明書 所得証明書又は源泉徴収票等 資産証明書又は固定資産税（都市計画税）の課税 資産明細書等 完納証明願（連帯保証人用）		○		
14			○		
15			○		
16			○		

※申込書類は市のホームページからダウンロードできます。

7 申込みから貸付けまで



※保証協会や金融機関が事業所訪問を実施する場合があります。

8 当融資を利用した方への補助制度 ー利子補給制度と信用保証料補助制度ー

- ・ 埼玉県信用保証協会に支払った保証料を最高50万円まで市が助成します。
- ・ 支払利息の50%を市が補助します。

<申込み・問合せ>

加須市役所 経済部 産業振興課

加須市三俣 2 - 1 - 1

TEL 0480-62-1111

※完済後一括補助又は毎年補助（1年間に支払った利子に対する補助）の選択ができます。